

【公報種別】意匠公報の訂正

【発行日】令和7年1月29日(2025.1.29)

【登録番号】意匠登録第1789050号(D1789050)

【掲載公報発行日】令和7年1月16日(2025.1.16)

【年通号数】登録公報(意匠)2025-008

【意匠分類】N3-10W

【出願番号】意願2024-10412(D2024-10412)

【訂正の要旨】【意匠権者】の【住所又は居所】に誤りがあったので以下のとおり訂正する。

(19) 【発行国】日本国特許庁(JP)

(45) 【発行日】令和7年1月16日(2025.1.16)

(12) 【公報種別】意匠公報(S)

(11) 【登録番号】意匠登録第1789050号(D1789050)

(24) 【登録日】令和7年1月7日(2025.1.7)

(54) 【意匠に係る物品】目標確認用画像

(52) 【意匠分類】N3-10W

(51) 【国際意匠分類】Loc(14)Cl.14-04

【Dターム】N3-10VNC、N3-10VCF、N3-10VBN、N3-10VDE、N3-10VKC、N3-10VLA、N3-10VZA

(21) 【出願番号】意願2024-10412(D2024-10412)

(22) 【出願日】令和6年5月23日(2024.5.23)

(72) 【創作者】

【氏名】豊田 恵子

【住所又は居所】東京都目黒区目黒2-10-8 第2アトモスフィア青山9F

(73) 【意匠権者】

【識別番号】523236881

【氏名又は名称】株式会社thanXi

【住所又は居所】東京都品川区上大崎2丁目14番5号クリスタルタワー5階

(74) 【代理人】

【識別番号】110002516

【氏名又は名称】弁理士法人白坂

【新規性喪失の例外の表示】意匠法第4条第2項の適用申請が有りました。

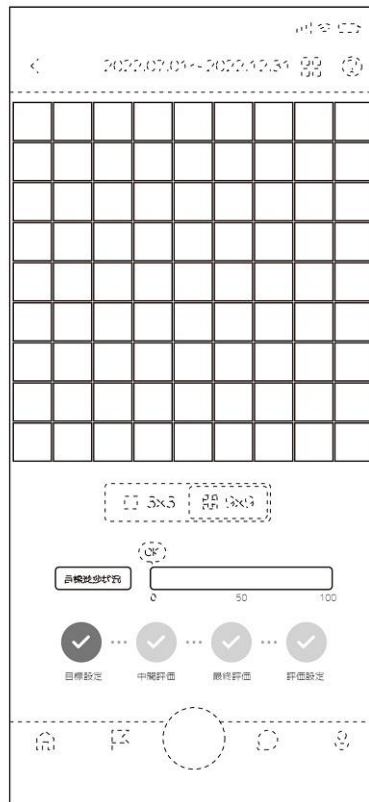
【審査官】三好 貴大

(55) 【意匠に係る物品の説明】この意匠に係る物品は目標確認用画像であって、画像図に示された画像は、9行、9列、計81個の柘目から構成される。当該柘目の下方に進捗を示すゲージ表示、評価確認のチェックマーク表示が配される。使用状態を示す参考図に示されるように、3行、3列、計9個の柘目の区画に区分けされ、当該3行、3列の柘目の区画の区分けの中央に位置する柘目の1つに達成しようとする目標が入力され、その周りの8個の柘目に当該達成しようとする目標に関連する目標が入力される。そして、利用者は各柘目に入力された目標を閲覧して各柘目に記載の目標を達成したか否かの評価確認を、チェックマークを通じて入力する。進捗を示すゲージ表示に利用者の達成度合いが反映され、目標の確認が図られる。

(55) 【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

【図面】

【画像図】



【使用状態を示す参考図】



(56) 【参考文献】意登1595429

(56) 【参考文献】7 Druids GmbH、ホームページ掲載実績あり、(特許庁意匠課公知資料番号HJ25200292)

(56) 【参考文献】NAOKI YUSA、ホームページ掲載実績あり、(特許庁意匠課公知資料番号RJ03148238)